

【重要事項説明書】

地域密着型特別養護老人ホーム 陽のあたる家

1. 介護保険証の確認

説明を行うに当たり、ご入所希望者の介護保険証を確認させていただきます。

2. ユニット型地域密着型特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）について

当施設は、要介護状態の入所者に対し、地域密着型施設サービス計画に基づき、入所者の意思及び人格を尊重し、その居宅における生活への復帰を念頭におき、居宅に近い居住環境の中で日常生活のケアを行います。また、各ユニットにおいて相互に社会的関係を築き、自立的な日常生活を営むように支援いたします。地域密着型施設サービス計画は、入所者に関わる多職種の職員による協議によって作成されますが、その際、ご本人・扶養者の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については、ご説明の同意を頂くようになります。

■従業者の職種

- ・医師（非常勤）：入所者の診療・健康管理及び保健衛生指導を行います。
- ・看護職員：入所者の保健衛生管理及び看護業務を行います。
- ・介護職員：入所者の生活全般にわたる介護業務を行います。
- ・生活相談員：利用者の生活相談、苦情への対応、処遇の企画や実施等を行います。
- ・管理栄養士：食事の献立作成、栄養計算、入所者に対する栄養指導等、栄養マネジメントを行います。
- ・機能訓練指導員：日常生活を営むのに必要な機能を改善、または維持を図るための訓練を行います。
- ・介護支援専門員：地域密着型施設サービス計画書の作成等を行います。
- ・事務員：介護保険請求等、必要な事務等を行います。

■勤務体制

1ユニット（入所者10名に対し） 看護・介護職員合わせて約6名。

但し、夜勤体制は介護職員のみの対応となり1階（2ユニット）に1名、2階（1ユニット）に1名の対応となります。

3. 生活サービスについて

施設入所中は明るく家庭的な雰囲気の中、落ち着いた生活を継続していただけるよう、常に入所者の立場に立って運営していきます。

■居室：全室 個室（全29室）

・1階2ユニット

内訳：特養ユニット のどか（部屋番号101～110）10室
特養ユニット ひだまり（部屋番号111～119） 9室

・2階1ユニット

内訳：特養ユニット やわらぎ（部屋番号201～210）10室

居室設備：ベッド、床頭台、洗面台、トイレ、ナースコール設置

- 食事：入所中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事を摂取して頂きます。
管理栄養士が入所者の心身の状態に応じた食事内容を管理し提供いたします。
移動のできる方の食事は、原則として共同生活室（食堂）でおとり頂きます。
- 入浴：週に2回以上、介助浴、または特別入浴介助にて実施いたします。ただし、入所者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。
- 排泄：入所者の心身の状態に応じた適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行います。
- 理美容：ご希望の方は、施設内にて出張散髪サービスをご利用になれます。
出張散髪サービスは、実費を頂きます。

■その他

◊他機関、施設との連携

協力医療機関への受診：当施設では、病院や歯科診療所に協力をいただいていますので、入所者の状態が急変した場合には、速やかに対応をお願いしております。

◊苦情相談体制について

施設には生活支援相談の専門員として生活相談員が勤務しておりますので、お気軽にご相談ください。

電話番号：084-945-7611

生活相談員は、入所者及びその家族からの苦情及び相談があった場合は、速やかに各部門との連携をとり、苦情相談審議会にかけ、その対応にあたります。その他、1階受付カウンターに「ご意見箱」を準備しております。ご要望等ございましたら、ご遠慮なくご投函ください。

◊事故発生時の対応について

事故が発生した場合は、速やかにご家族に連絡するとともに、協力医療機関に症状報告を行い、医師の医学的判断により対診が必要と認められる場合は、診療を依頼いたします。また、市に事故の概要を報告し、事故の原因を早急に解明し、再発生を防ぐように努力いたします。

◊面会時間について

原則 9:00～19:00とします。（※19:00には玄関がタイマーにより自動施錠されます。）

ご面会時は、1階受付カウンターに設置しております面会名簿にお名前をご記入ください。（個人情報の関係から差支えない範囲で結構です。）

◊外出・外泊について

月に6日以内は可能です。（丸1日の不在を1日と計算します。）

当施設では、入所者の方との交流を持って頂く為に外泊・外出を勧めております。ご希望の方は各ユニットのサービスステーション届出用紙にご記入の上、職員にお渡しください。

◊洗濯について

面会に来ていただく機会を作る為に、できる範囲でご家族様にお願しております。

◊利用料のお支払について

毎月、月末締めの翌月10日頃までに請求書を作成し郵送します。

お支払方法については、下記の①、②、③のいずれかでお願いいたします。

①<窓口にてお支払の場合>

毎月 26 日までに現金にてお支払ください。

②<お振込みの場合>

毎月 26 日までに下記口座にお振込みください。

■振込先：銀行名：広島銀行 福山蔵王支店

科 目：普通 口座番号：

③<ご利用者指定口座からの自動振替>

毎月 26 日

(金融機関が休業日の場合は翌営業日の自動振替になります。)

当施設からの領収書を必ず保管されますようお願いします。(医療費控除の還付請求の際に必要となることがあります。)

◊利用の解除・終了について

入所後に要介護 1 または 2 に変更となり、かつ、特例入所者の要件に該当しなかった場合は、利用の解除・終了となります。

利用者が、当職員または他は利用者等に対して暴力行為、当施設への破壊等の迷惑行為、また、当施設で対応できていない心身状態になった場合、利用料を 2 ヶ月滞納した場合は、利用を解除・終了します。

◊その他の注意事項

・多額の現金、貴重品は紛失の恐れがありますので、持込みはご遠慮ください。

・テレビ、冷蔵庫等、電化製品をお使いになる場合は事前にお申し出ください。

(別途電気料金 60 円／日が必要となります。)

・居室でのテレビ、ラジオは隣室等に迷惑にならない音量でお楽しみください。

4. 利用料金について

(1) 基本料金 (ユニット型地域密着型介護福祉施設サービス費)

施設利用料は (介護保険では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。)

介護保険給付の自己負担の 1 割または 2 割になります。以下は 1 割負担の 1 日当たりの自己負担分です。2 割負担の方は以下の金額を 2 倍したものになります。

要介護度	介護保険 (1 割負担金)
要介護 1	625 円
要介護 2	691 円
要介護 3	762 円
要介護 4	828 円
要介護 5	894 円

※ただし、入所後 30 日間に限って、上記料金に 30 円加算 (初期加算) されます。

・※外泊された場合には、外泊初日と最終日以外は上記料金に替えて 246 円となります。

(2) その他の料金

①食費（1日当たり） 1,600円

内訳：朝食 - 400円、昼食（おやつ込） - 650円、夕食 - 550円

ただし、食費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている食費の負担限度額が1日にお支払頂く食費の上限となります。

	負担限度額			標準費用額
	第1段階	第2段階	第3段階	
食費	300円	390円	650円	1,600円

②居住費（1日当たり）

・ユニット型個室 1,970円

ただし、居住費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている居住費の負担限度額が1日にお支払い頂く食費の上限となります。

	負担限度額			標準費用額
	第1段階	第2段階	第3段階	
ユニット型個室	820円	820円	1,310円	1,970円

③入院時・外泊時の間は、居住費をお支払頂きます。なお、入院が7日以上になった場合は、居住費の標準費用額をお支払頂きます。

④特別な食事（ご希望の方のみ）実費

⑤理美容代 実費

⑥その他の費用： 入所者が個人的に使用される電化製品等に係る電気代、文書等の発行料、教養娯楽等で個人的に希望される物品は、その実費をお支払頂きます。

※持参の電化製品の電気代：日額1台に付き60円（税込）